

決議IX. 7

ラムサール条約の枠組みにおける地域イニシアティブ

1. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議VII. 19) が締約国と他の協力機関との間の国際的な協力を推進するための適切な枠組みを提供していることを**想起**し、
2. 決議VIII. 30 で、締約国は条約の目標の推進における地域イニシアティブの重要性を確認し、「ラムサール条約の枠組みにおける地域イニシアティブを発展させるための手引き」を設けたことを**再び想起**し、
3. 「地中海湿地イニシアティブ (MedWet)」調整ユニットが事務局長の許可のもとですでに活動し、決議VIII. 30 でこのような地域イニシアティブの模範例として締約国に認められていることを**認識**し、アンデス諸国環境大臣会議で「高地アンデス湿地戦略」が承認されたことを**再び認識**し、
4. ギリシャ政府が 2006-2008 年の 3 年間、アテネの「地中海湿地イニシアティブ」調整ユニットの活動に対して引き続き事務所を提供し財政的な貢献を申し出ていることを**考慮**し、
5. オセアニア地域の小島嶼開発途上国に関する決議VIII. 42 を**想起**し、配属された条約のオセアニア地域支援担当官の 2005 年における成功を**認識**し、
6. 世界のさまざまな場所で、湿地の保全と賢明な利用のため多数の地域イニシアティブが進展中であることを**意識**し、締約国が常設委員会へ、各地で進展中の地域イニシアティブを条約の枠組みにおける活動として認めるための提案(第9回締約国会議(COP9)文書21)を提出したことに**留意**し、以下の地域イニシアティブについて COP9 の会期中に締約国より進展中であると追加して表明されたことに**重ねて留意**し：
 - ラプラタ/パラグアイー「パラナ湿地システム環境維持計画」ー新熱帯区
 - 「黒海湿地イニシアティブ (BlackSeaWet)」ーヨーロッパ
 - 「ヴィクトリア湖環境管理計画」ーアフリカ
 - 「ナイル川流域保全及び開発イニシアティブ」ーアフリカ
 - ケニア野生生物研修機関、「国際湿地研修計画」ーアフリカ、

締約国会議は、

7. 決議VIII. 30 の付属書に沿って、本決議の付属書 1 の A にあげられた地域イニシアティブを条約の枠組みにおける活動として**承認**し、地域レベルでの条約の実施に果たすこれらイニシアティブの価値を**強調**する。
8. 本決議付属書 1 の B にあげられたこれらの地域イニシアティブが一層発展すれば条約の枠組みの下におかれる可能性があることを**確認**し、関連締約国に対し、これらのイニシアティブを促進し、COP10 に報告しその承認の検討に供するよう**強く要請**する。
9. 決議VIII. 30 付属書、特にその段落 8-10 に設定された条件を完全に満たし支援資格をもつ特定の地域イニシアティブについて、条約の 2006-2008 年の中核予算項目「地域イニシアティブに対する支援」から、2006 年については付属書 1 の C に示される水準による財政支援の貢献に**合意**し、2007 年と 2008 年の財政支援水準は、常設委員会が財政小委員会からの勧告に基づいて決定することに**同じく合意**する。

10. 締約国、政府間機関、国際団体パートナー（IOP）、国内 NGO その他の援助機関に対し、ラムサール条約からの財政支援を求めている地域イニシアティブへ自発的拠出による資金援助をするよう**奨励**し、中核予算からの財政支援を受ける地域イニシアティブに対して、この援助金を、特に持続可能な資金の新たな流れを追求することに使用することを**極めて強く要請**する。
11. 配属されたオセアニア地域支援担当官に対する財政支援は 2006–2008 年の事務局人件費（決議IX. 12 付属書 1「財政および予算事項」）に含まれることを**確認**する。
12. 事務局長に対して、付属書で確認された地域イニシアティブについて具体的な財政的及び制度的取り決めに関する覚え書きを、適切な場合、関連政府ならびに適切な機関と締結するよう**委任**し、事務局長に対して、これらの覚え書きの締結状況及び地域イニシアティブ一般の進行状況について常設委員会及び COP10 に報告するよう**指示**する。
13. 常設委員会に対して、締約国会議と締約国会議の間に、条約の中核予算からの財政支援を伴わないものについては条約の枠組みにおけるイニシアティブとしての資格を承認することを**委任**し、常設委員会に対して、3 年間の条約中核予算項目「地域イニシアティブに対する支援」の地球規模での配分の中で、イニシアティブからの要請に応じた優先度の変化や必要性に応じて、適切と考えられる場合に、資金を再配分することを**同じく委任**し、また常設委員会に対して、2008 年までに創設されたイニシアティブの進展と資金提供について COP10 に報告するよう**要請**する。
14. 現在の決議のもとでのすべてのイニシアティブ、特に中核予算から資金を受けたイニシアティブに対して、イニシアティブに関連する進展と運営、とりわけ決議VIII. 30 の付属書 I に収められたガイドラインに従った成功と、条約からの資金を持続可能な資金に置き換えるために取った行動について常設委員会へ報告書を提出するように**指示**する。常設委員会と条約事務局は、特に中核予算からの資金を受けたイニシアティブに関連して、COP10 での検討のためにその成功をよく調べてその結果の概要報告を提出するべきである。
15. 地中海湿地イニシアティブ（MedWet）当該地域の締約国、ならびに特に同イニシアティブの調整ユニットの誘致国からの財政的政治的支援の決定的重要性をはっきりと**確認**し、アテネに同調整ユニットを誘致したギリシャ政府に対して、**深い感謝の念を表明**し、2006–2008 年の 3 年間、同じ目的で引き続き事務所施設と資金援助を提供するという同政府の寛大な申し出を**受理**し、条約事務局長に対して、同調整ユニットの誘致にかかるギリシャ政府との既存の覚え書きを、2006–2008 年の 3 年間のために適切に更新するよう**指示**する。
16. 本決議の付属書 2 に収められた条約の枠組みにおける地中海湿地委員会と地中海湿地イニシアティブ調整ユニットの活動とに対する予算を**承認**する。

付属書 1

A. ラムサール条約の枠組みにおける活動であると承認され、2006－2008年の資金提供が適切であると考えられる、湿地の保全と賢明な利用のための地域イニシアティブ

i) 能力育成と協力のための条約地域（および小地域）ネットワーク：

- 「西アフリカ沿岸域湿地ネットワーク（WacoWet）」－アフリカ
- 「チャド湖流域委員会（ChadWet）」－アフリカ
- 「ニジェール川流域機構（NigerWet）」－アフリカ
- 東アジア、東南アジア、オーストラリア地域における渡り性の水鳥のための国際的重要生息地の保全と持続可能な利用のための「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）タイプIIパートナーシップ」（パートナーシップ）－アジア／北米／オセアニア
- 「高地アンデス湿地の保全及び賢明な利用のための地域戦略」－新熱帯区
- 「太平洋島嶼の湿地の保全及び賢明な利用のための地域イニシアティブ」－オセアニア

ii) 研修と能力育成のための地域（および小地域）センター：

- イランにおける「西・中央アジアの湿地の研修及び研究のためのラムサール地域センター（RRC-CWA）」－アジア
- 「西半球における湿地の研修及び研究のためのラムサール地域センター（CREHO）」－新熱帯区／北米

B. 関連締約国による承諾と、一層の展開、ならびに第10回締約国会議（COP10）の検討如何で、条約の枠組みの下におかれる可能性があると考えられる地域イニシアティブ

- 「西アフリカ・ラムサールセンター（RAMCEA）」－アフリカ
- 「ヒマラヤ・イニシアティブ」－アジア
- 「カルパチア湿地イニシアティブ（CWI）」－ヨーロッパ
- 「北海・バルト海湿地イニシアティブ（NorBalWet）」－ヨーロッパ

C. 2006年の条約中核予算項目「地域イニシアティブに対する支援」からの地域イニシアティブへの財政支援

	スイスフラン（2006年）
「地中海湿地イニシアティブ（MedWet）」	26,000
「西アフリカ沿岸域湿地ネットワーク（WacoWet）」	60,000
イランにおける「西・中央アジアの湿地の研修及び研究のためのラムサール地域センター（RRC-CWA）」	20,000
「高地アンデス湿地の保全及び賢明な利用のための地域戦略」	20,000 ¹
「西半球における湿地の研修と研究のためのラムサール地域センター（CREHO）」	80,000
計	206,000

¹ 常設委員会第34回会合へ満足のいく予算案が提出されることが条件。もしこの予算配分が同会合で確認されない場合は、当該資金を2006年STRP予算項目に配分する。

付属書 2
地中海湿地イニシアティブ (MedWet) の
地中海湿地委員会と調整ユニット運営予算

収入 (単位: スイスフラン)

	2006年	2007年	2008年
1. 地中海湿地イニシアティブ調整ユニット誘致国 (ギリシャ)	263,483	263,483	263,483
2. ラムサール中核予算	26,000	15,499	10,849
3. 地中海湿地イニシアティブ参加国	146,354	149,020	149,700
4. 事業	166,678	189,180	214,719
5. 未確保分	20,497	30,998	35,647
収入計	623,012	648,180	674,399
支出予算	623,012	648,180	674,399

収入の部の注

1. 誘致国 (ギリシャ) の拠出: 同国環境・自然計画・公共事業省からの事務局長宛での 2005 年 6 月 3 日付の手紙で確認済み。
2. 2006-2008 年 3 カ年の条約中核予算線「地域イニシアティブに対する支援」よりの拠出。
3. 同イニシアティブ調整ユニットの経費向けの同イニシアティブ参加締約国からの年次追加拠出 (表 1 「2006 年拠出金リスト」参照)。これら数値は各国から 100% の拠出があることを前提としたものである。
4. 同イニシアティブ調整ユニットが実施する事業と、同ユニットを通じて実施された事業の間接事業収入と事業収入。

支出の部の注

予算の支出面は、(決議 VIII. 30 の付属書で承認された) 2005 年に同じく継続し、同イニシアティブの委託条件が地中海湿地委員会に承認され次第、必要に応じて改訂されることになっている。

表1：地中海湿地イニシアティブ調整ユニットの経費向けの参加国からの追加拠出金
(単位：スイスフラン)

国名	国連 分担率%	ラムサール 条約 分担率%	2006年	2007年	2008年
			下限修正 550 スイスフラン	下限修正 550 スイスフラン	下限修正 550 スイスフラン
アルバニア	0.0050	0.0314	550	550	550
アルジェリア	0.0760	0.4777	672	685	681
ボスニア・ヘルツェゴビ ナ	0.0030	0.0189	550	550	550
ブルガリア	0.0170	0.1068	550	550	550
クロアチア	0.0370	0.2325	550	550	550
キプロス	0.0390	0.2451	550	550	550
エジプト	0.1200	0.7542	1,061	1,081	1,075
フランス	6.0300	37.8993	53,308	54,332	53,997
ギリシャ	0.5300	3.3311	4,685	4,775	4,746
イスラエル	0.4670	2.9352	4,128	4,208	4,182
イタリア	4.8850	30.7028	43,185	44,015	43,744
ヨルダン	0.0110	0.0691	550	550	550
レバノン	0.0240	0.1508	550	550	550
大リビア・アラブ社会主 義人民ジャマーヒリーヤ 国	0.1320	0.8296	1,167	1,189	1,182
マルタ	0.0140	0.0880	550	550	550
モナコ	0.0030	0.0189	550	550	550
モロッコ	0.0470	0.2954	550	550	550
ポルトガル	0.4700	2.9540	4,155	4,235	4,209
セルビア・モンテネグロ	0.0190	0.1194	550	550	550
スロベニア	0.0820	0.5154	725	739	734
スペイン	2.5200	15.8385	22,278	22,706	22,566
シリア・アラブ共和国	0.0380	0.2388	550	550	550
マケドニア旧ユーゴスラ ビア共和国	0.0060	0.0377	550	550	550
チュニジア	0.0320	0.2011	550	550	550
トルコ	0.3720	2.3381	3,289	3,352	3,331
計		100	146,353	149,019	148,150

注：この表は2006年国連拠出分担率を使用して計算した。2007年、2008年の計算については、推計値にすぎない。正確な数値は、それぞれの年の国連分担率がわかった時点でそれを基に計算されることになっている。最少拠出額は550スイスフランに設定されている。